

# 青森県報

第七百九十九号

令和六年  
八月十三日  
(火曜日)

## 目次

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハルル樹木  
弘前市大字樹木五丁目七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社スコレ  
弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中廣  
変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の廃棄物の保管施設及び容量	大規模小売店舗の積置及び面積	駐輪場の位置及び収容台数	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の廃棄物の保管施設及び容量	大規模小売店舗の積置及び面積	大規模小売店舗の駐輪場の位置及び収容台数	変 更 前	変 更 後	令和六年八月十三日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の廃棄物の保管施設及び容量	大規模小売店舗の積置及び面積	大規模小売店舗の駐輪場の位置及び収容台数	変 更 前	変 更 後	令和六年八月十三日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の廃棄物の保管施設及び容量	大規模小売店舗の積置及び面積	大規模小売店舗の駐輪場の位置及び収容台数	変 更 前	変 更 後	令和六年八月十三日

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設①、② 午前六時から午後九時	荷さばき施設①、② 午前六時から午後九時 荷さばき施設③、④ 午前六時から午前八時三〇分
----------------------------	-------------------------	---

四 届出年月日

令和六年七月二十三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年八月十三日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十二月十三日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。



大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハルル樹木

弘前市大字樹木五丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スコール

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中庸

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 六・七・三
株式会社ティーアンドティー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 谷地賢光	株式会社サンドラッグ 一 東京都府中市若松町一丁目三八の 代表取締役 貞方宏司	五・七・二〇
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	六・五・二七

四 届出年月日

令和六年七月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年八月十三日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十二月十三日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前

変更後

変更年月日

(仮称)青森駅ビル  
青森市柳川一丁目二の三

青森駅ビル  
青森市柳川一丁目二の三

令和  
六・四・一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二の二 代表取締役 深澤祐二	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二の二 代表取締役 喜勢陽一	令和 六・四・一

三 届出年月日

令和六年七月十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和六年八月十三日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十二月十三日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

4 (三) 意見及びその理由  
言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭